

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バヌアツ	バヌアツ共和国政府に対する贈 与に関する日本国政府とバヌアツ 共和国政府との間の交換公文	バヌアツの経済社会開発努力推進に寄与するため、両 政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入する ための資金を贈与すること。	100,000千円 -----	H22.3.16 ポートビ ラで (同日)	日本側 吉澤裕在バヌアツ 大使 バヌアツ側 ジョー・ナツ ヤン外務・貿易大臣	H22.4.2 160号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。